
子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育事業等の指導監査について（通知）

【別紙】監査調書

確認指導監査（E）特定地域型保育事業

■ 根拠法令等一覧：確認指導監査（E）特定地域型保育事業

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	確認指導監査	特定地域型保育事業	法律	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
2	確認指導監査	特定地域型保育事業	法律	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
3	確認指導監査	特定地域型保育事業	法律	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）	児童虐待の防止等に関する法律
4	確認指導監査	特定地域型保育事業	府省令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）	運営基準
5	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年局長連名通知）	虐待等の防止、対応等ガイドライン
6	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	子ども虐待対応の手引き（令和6年4月こども家庭庁支援局虐待防止対策課）	子ども虐待対応の手引き
7	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和8年こ成保306号）	留意事項通知
8	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和8年こ成保319号）	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
9	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年社援第1352号通知）	社援第1352号通知
10	確認指導監査	特定地域型保育事業	条例	伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）	条例

■ 監査調査：確認指導監査（E）特定地域型保育事業

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目-自己点検項目	監査評価項目-自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	当日確認書類	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	関連条例等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
1	一般原則	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質な子育てであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。		全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職員の行動動向、こどもたちの行動動向等、園の雰囲気を確認する。 ・入園のしおりや保護者への通知文書等を確認する。	-	-	-	・運営基準第3条第1項	-	・条例第3条第1項	-	-	-
2	一般原則	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。		こどもの意思及び人格を尊重して、常にこどもの立場に立って特定教育・保育を提供しているか。	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・保護者説明会や職員会議録・保育記録等に人格を尊重した保護者の視点で対応しているかを確認する。 ・詳細は番号16、17で確認。	-	-	-	・運営基準第3条第2項	-	・条例第3条第5項	-	-	-
3	一般原則	特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接に連携しているか。	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・地域交流はどのようなことを実施しているか、確認する。（子育て支援に関わる地域人材の活用を図っているか確認する。） ・交流・連携の実施記録やヒアリングにて確認する。 ・詳細は番号8、28、41で確認。	-	-	-	・運営基準第3条第3項	-	・条例第3条第6項	-	-	-
4	一般原則	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。		こどもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・前回監査結果通知時からの虐待行為の有無を確認する。 ・虐待防止研修の実施有無、虐待防止対応マニュアルの整備有無、責任者の設置有無を確認する。 ・虐待の早期発見・虐待防止策について確認する。 ・詳細は番号17、55で確認。	-	-	-	・運営基準第3条第4項	-	・条例第3条第7項	-	-	-
5	受給資格等の確認	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者に支給認定証の交付を受けていない場合）については、子ども子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第144号）第七條第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもに該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。		特定地域型保育の提供が求められた場合は、必要に応じて、支給認定証により、受給資格等を確認しているか。	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・利用申込や入園手続きの際に、保護者から支給認定証の提示を受けているかを確認する。 ・支給認定証の、有効期限や認定区分を確認しているかを確認する。	-	-	-	・運営基準第8条（準用）第50条	-	・条例第8条（準用）第50条	-	-	-
6	教育・保育給付認定の申請に係る援助	特定地域型保育事業所は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。		教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っているか。	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・教育・保育給付認定の申請について、保護者への援助方法を確認する。	-	-	-	・運営基準第9条第1項（準用）第50条	-	・条例第9条第1項（準用）第50条	-	-	-
7	教育・保育給付認定の申請に係る援助	特定地域型保育事業所は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が速くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。		支給認定の変更の申請が速くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・支給認定の変更の申請について、保護者への援助方法を確認する。	-	-	-	・運営基準第9条第2項（準用）第50条	-	・条例第9条第2項（準用）第50条	-	-	-
8	小学校等との連携	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子ども（満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この数において同じ。）について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。		特定地域型保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・児童保育要録等を確認し、卒園予定児の記録を、毎年就学前の小学校に提出しているかを確認する。	-	-	・保育要録 ・指導要録	・運営基準第11条（準用）第50条	-	・条例第11条（準用）第50条	-	-	-
9	特定地域型保育の提供の記録	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。		特定地域型保育を提供した際は、提供した日、内容その他必要な事項を記録しているか。	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保育日誌等を確認する。	-	-	・出席簿 ・児童票 ・保育日誌等	・運営基準第12条（準用）第50条	-	・条例第12条（準用）第50条	-	-	●
10	地域型保育給付費等の額に係る通知等	特定地域型保育事業所は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。		法定代理受領により受けた地域型保育給付費の額を、支給認定保護者に対し通知しているか。	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、支給認定保護者に対し、通知している方法（提示等）を確認する。	-	-	・給付費の額に係る通知	・運営基準第14条第1項（準用）第50条	・法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について	・条例第14条第1項（準用）第50条	-	-	-
11	地域型保育給付費等の額に係る通知等	特定地域型保育事業所は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。		必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を支給認定保護者に対し交付しているか。	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・特定地域型保育提供証明書を確認する。	-	-	・特定地域型保育提供証明書	・運営基準第14条第2項（準用）第50条	-	・条例第14条第2項（準用）第50条	-	-	-
12	相談及び援助	特定地域型保育事業所は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。		こどもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っているか。	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・こどもに障害や発達上の課題が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行っているか、相談・面談記録等を確認する。 ・保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図っているか、外部機関との連携の記録を確認する。	-	-	・児童票	・運営基準第17条（準用）第50条	-	・条例第17条（準用）第50条	-	-	●
13	緊急時等の対応	特定地域型保育事業所の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。		体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・緊急時対応マニュアル等を確認し、対応方法が決められているかを確認する。また、緊急連絡先が最新のものとなっているか等を確認する。	-	-	・事故対応マニュアル ・緊急連絡先	・運営基準第18条（準用）第50条	-	・条例第18条（準用）第50条	-	-	●

■監査調査：確認指導監査（E）特定地域型保育事業

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	当日確認書類	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	関連条例等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
14	教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が他の不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	他の不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市町村に通知しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・不正支給に関する、市町村への通知文書を確認する。	-	-	-	・運営基準第19条（準用）第50条	-	・条例第19条（準用）第50条	-	-	-
15	掲示等	特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい）、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・重要事項説明（保護者配布用冊子等）が園内に掲示されているかを確認する。 ・インターネット（ここデサーチや施設のホームページ等）に公表されているかを確認する。	-	-	-	・運営基準第23条（準用）第50条	-	・条例第23条（準用）第50条	-	-	-
16	教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定地域型保育事業所においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的な扱いをしていないか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録やヒアリングにて、子どもに対する差別的な扱いがないかを確認する。	-	-	-	・運営基準第24条（準用）第50条	-	・条例第24条（準用）第50条	-	-	●
17	虐待等の禁止	特定地域型保育事業所の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為（虐待）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ＜児童福祉法第33条の10第1項各号＞ 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等についてせつな行為をするとは被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為（虐待）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 ＜児童福祉法第33条の10第1項各号＞ 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等についてせつな行為をするとは被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録及び、個人別記録・保育日誌等の日々の保育に関する記録にて、子どもに対する不適切・有害なかわからず（虐待、暴言、体罰、無視、威圧等）がないかを確認する。 ・前回監査結果通知時からの虐待行為の有無を確認する。 ・虐待行為が発生していた場合には、「子ども虐待対応の手引書」に基づき、適切な対応がされていたかを確認する。 ・児童出欠簿を確認し、長期欠席児童の有無を確認する。 ・虐待防止研修の実施有無、虐待防止対応マニュアルの整備有無、責任者の設置有無を確認する。	-	-	・虐待防止対応マニュアル	・運営基準第25条（準用）第50条	・虐待等の防止、対応等ガイドライン ・子ども虐待対応の手引き ・児童虐待の防止等に関する法律 ・児童福祉法第33条の10、11	・条例第25条（準用）第50条	-	-	●
18	秘密保持等	特定地域型保育事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	職員は、正当な理由なく業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又は家族の秘密を漏らしていないか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・前回監査結果通知時からの情報漏洩の有無を確認する。 ・教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密の適正な取り扱いについて、職員に周知しているかを確認する。 ・秘密保持に関する研修が実施されているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・個人情報へのアクセスに対するパスワード設定や、紙の資料を鍵がかかけられる棚に保管する等、個人情報の閲覧に対して必要な対策がとられているかを確認する。 ・情報管理責任者の設置等、個人情報管理の体制が整備されているかを確認する。	-	-	-	・運営基準第27条第1項（準用）第50条	-	・条例第27条第1項（準用）第50条	-	-	●
19	秘密保持等	特定地域型保育事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	職員は、正当な理由なく業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又は家族の秘密を漏らしていないか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職員の誓約書等を確認する。ない場合、秘密保持に対する取組を確認。	-	-	・秘密保持に係る職員誓約書	・運営基準第27条第2項（準用）第50条	-	・条例第27条第2項（準用）第50条	-	-	●
20	秘密保持等	特定地域型保育事業所は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、文書により保護者からの同意を得ているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・情報提供に際して、保護者から同意を得た文書を確認する。	-	-	・個人情報使用同意書	・運営基準第27条第3項（準用）第50条	-	・条例第27条第3項（準用）第50条	-	-	-
21	情報の提供等	特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっていないか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・施設についての広告の内容をＨＰや入園のしおり等で確認する。（虚偽又は誇大となっていないかを確認する。）	-	-	・施設案内（ＨＰ・パンフレット等）	・運営基準第28条第2項（準用）第50条	-	・条例第28条第2項（準用）第50条	-	-	-
22	利益供与等の禁止	特定地域型保育事業所は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に於いて当該特定地域型保育事業所を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	施設を子どもや家族に紹介することの対価として、利用者支援事業者等金品その他の財産上の利益の供与を行っているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・利用者支援事業者等との間の契約書・業務提携書類を確認する。（紹介料等で不適切な条件がないかを確認する。） ・利益供与等の禁止について、職員への周知方法を確認する。	-	-	-	・運営基準第29条第1項（準用）第50条	-	・条例第29条第1項（準用）第50条	-	-	-
23	利益供与等の禁止	特定地域型保育事業所は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	利用者支援事業者等へ子どもや家族を紹介することの対価として、利用者支援事業者等から金品その他の財産上の利益の收受を行っているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・子どもや家族を紹介することの対価として、金銭、商品券、接待、物品などを受領していないかを確認する。 ・利益供与等の禁止について、職員への周知方法を確認する。	-	-	-	・運営基準第29条第2項（準用）第50条	-	・条例第29条第2項（準用）第50条	-	-	-

■監査調査：確認指導監査（E）特定地域型保育事業

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	当日確認書類	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	関連条例等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
24	苦情解決	特定地域型保育事業所は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか確認する。 ・受け付けた苦情の内容を記録しているか確認する。 ・苦情解決の仕組みについて、受付窓口での掲示や重要事項説明等で、保護者に周知されているか確認する。	-	-	・苦情解決に関する要綱 ・第三者委員の設置等に関する要綱	・運営基準第30条第1項（準用）第50条	・社援第1352号通知	・条例第30条第1項（準用）第50条	-	-	●
25	苦情解決	特定地域型保育事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情について、その内容等を記録しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・苦情記録簿や苦情解決の経緯が分かる資料を確認する。	-	-	・苦情記録簿	・運営基準第30条第2項（準用）第50条	-	・条例第30条第2項（準用）第50条	-	-	●
26	苦情解決	特定地域型保育事業所は、その提供した特定地域型保育に關し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	実施している保育に關し、苦情等の対応について都道府県又は市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・指導又は助言に従って必要な改善を行っているか、改善内容を確認する。 ・苦情対応記録簿等を確認する。	-	-	-	・運営基準第30条第4項（準用）第50条	-	・条例第30条第4項（準用）第50条	-	-	●
27	苦情解決	特定地域型保育事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	市区町村からの求めがあった場合、都道府県又は市町村の指導又は助言に従って行った改善について、改善報告をしているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・指導又は助言に従って行った改善について、市町村への報告件数、報告内容を確認する。	-	-	-	・運営基準第30条第5項（準用）第50条	-	・条例第30条第5項（準用）第50条	-	-	-
28	地域との連携	特定地域型保育事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・地域交流がどのようなことを実施しているか、確認する。（子育て支援に関わる地域人材の活用を図っているか、交流記録やヒアリング等で確認する。）	-	-	-	・運営基準第31条（準用）第50条	-	・条例第31条（準用）第50条	-	-	●
29	事故発生の防止及び発生時の対応	特定地域型保育事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・事故対応マニュアルを確認する。また、事故防止のための研修が実施されているかを確認する。さらに、事故等があった場合、職員へ適切に周知されているかを確認する。	-	-	・事故対応マニュアル	・運営基準第32条第1項（準用）第50条	-	・条例第32条第1項（準用）第50条	-	-	●
30	事故発生の防止及び発生時の対応	特定地域型保育事業所は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	事故発生後、速やかに市区町村、こどもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・事故に関する記録を確認する。（事故発生件数と、そのうち、保護者への連絡件数及び市町村への報告件数を確認する。）	-	-	・緊急連絡先	・運営基準第32条第2項（準用）第50条	-	・条例第32条第2項（準用）第50条	-	-	●
31	事故発生の防止及び発生時の対応	特定地域型保育事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して処置について記録しなければならない。	事故の状況及び処置について記録しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・事故に関する記録、ヒヤリハットの記録を確認する。 ・各記録に、原因分析や再発防止策が記載されているか確認する。	-	-	・事故記録表 ・ヒヤリハット記録表	・運営基準第32条第3項（準用）第50条	-	・条例第32条第3項（準用）第50条	-	-	●
32	事故発生の防止及び発生時の対応	特定地域型保育事業所は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・賠償すべき事故が発生した場合に備えて保険に加入しているか（加入していない場合は、その理由）を確認する。また、前年度からの監査時点までの保険の適用件数を確認する。	-	-	・賠償責任保険加入書 ・傷害保険加入書	・運営基準第32条第4項（準用）第50条	-	・条例第32条第4項（準用）第50条	-	-	-
33	会計の区分	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・前年度の決算書・今年度の予算書を確認する。	・前年度の決算書 ・今年度の予算書	-	-	・運営基準第33条（準用）第50条	-	・条例第33条（準用）第50条	-	-	-
34	利用定員に関する基準	特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭型保育事業においては一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭型保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十九条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項において同じ。）にあっては六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業においては一人とする。	各事業ごとの利用定員の数は、以下のとおりとなっているか。 ・家庭型保育 1人以上5人以下 ・小規模A型・B型 6人以上19人以下 ・小規模C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型事業 1人	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・運営規程や入園のしおり等を確認する。 ・詳細は番号52で確認。	-	-	-	・運営基準第37条第1項	-	・条例第37条第1項	-	-	●

■監査調査：確認指導監査（E）特定地域型保育事業

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	当日確認書類	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	関連条例等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
35	利用定員に関する基準	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所においては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもと、共済組合等（児童福祉法第六条の三第三十二項第一号ハに規定する共済組合等という。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員という。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもに定める法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	小学校就学前子どもに係る利用定員を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・運営規程や入園のしおり等を確認する。 ・詳細は番号52で確認。	-	-	-	・運営基準第37条第2項	-	・条例第37条第2項	-	-	●
36	内容及び同意の説明及び同意	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六條に規定する運営規程の概要、第四十二條に規定する連携施設の種類の、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、支払いを受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、支払いを受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・重要事項説明書（入園前に保護者に預けている冊子等）を確認する。（※特に利用者が負担する費用がきちんと記載されているかを確認する。） ・保護者同意書のサイン等を確認する。（※同意は、文書によることを要しない）	・運営規程 ・重要事項説明書 ・要覧・入園のしおり	-	・重要事項の同意書	・運営基準第38条第1項	-	・条例第38条	-	-	-
37	正当な理由のない拒否の禁止等	特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでならない。	正当な理由がないにも関わらず支給認定保護者の利用の申込みを拒否していないか。 ※正当な理由とは ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合 ③その他特別な事情がある場合 ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設、事業の受け入れ体制との関係 ・利用者負担の滞りとの関係 ・設置者・事業者による道県標準地域の設定との関係 ・保護者とトラブルとの関係 （事業長向けFAQ29）	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・利用申込みの受け付け方法（書面・窓口・オンライン等）が明示されているか、受付期間や申込方法について、広く公表されているか（不当に隠されていないか）を確認する。 ・特定の家庭、国籍、障害、就労状況等を理由に恣意的な拒否がないかをヒアリング等を確認する。	-	-	-	・運営基準第39条第1項	・子ども・子育て支援法第33条第1項	・条例第39条第1項	-	-	-
38	あつせん、調整及び要請に対する協力	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	特定地域型保育事業は、当該特定地域型保育事業の利用について、市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・市町村が行うあつせん及び要請に対し、定員に空きがあるにも関わらず、受入を不当に拒否していないかを確認する。	-	-	-	・運営基準第40条第1項	・子ども・子育て支援法第54条第2項	・条例第40条第1項	-	-	-
39	利用調整への協力	特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・市町村が行う調整及び要請に対し、定員に空きがあるにも関わらず、受入を不当に拒否していないかを確認する。	-	-	-	・運営基準第40条第2項	-	・条例第40条第2項	-	-	-
40	心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満三歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定こどもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・入所児童についての個別に記録をしている資料（児童票、個別記録等）を確認する。	-	-	・児童票 ・個別記録等	・運営基準第41条	-	・条例第41条	-	-	●
41	特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 一 特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、運営基準第42条第1項に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（連携施設）を適切に確保しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・特定の認定こども園、幼稚園、保育所等と文書で連携協定を結んでいるか（協定書等）を確認する。 ・対象施設との連携協定書・覚書等、明文化された体制があるかを確認する。	-	-	・連携協定書・覚書等	・運営基準第42条第1項	・運営基準第42条第2項～第10項	・条例第42条第1項	-	-	●

■監査調査：確認指導監査（E）特定地域型保育事業

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	当日確認書類	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	関連条例等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
42	特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満三歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・特定地域型保育の提供の終了に際して、こどもの発達状況、健康状態、行動の特徴、支援の必要性等、次の施設に必要な情報を提供しているかを確認する。	-	-	・児童票	・運営基準第42条第11項	-	・条例第42条第4項	-	-	●
43	利用者負担額等の受領	定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。	特定地域型保育を提供した際は、保護者から特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの）を確認する。	-	-	・利用者負担額に係る書類	・運営基準第43条第1項	・子ども・子育て支援法第29条第3項第2号	・条例第43条第1項	-	-	-
44	利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第二十九条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。	法定代理受領を受けないときに、支給認定保護者から、特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保護者に交付する請求書や領収書に、特定地域型保育給付費の部分の金額が明確に表示されているかを確認する。	-	-	-	・運営基準第43条第2項	-	・条例第43条第2項	-	-	-
45	利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものと特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に必要とする費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・上乗せ徴収がある場合、保護者からの同意文書（書面）があるかを確認する。	-	-	・上乗せ徴収に係る書類（保護者への説明書類、同意書）	・運営基準第43条第3項	-	・条例第43条第3項	-	-	-
46	利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	運営基準第43条第4項に定める便宜に要する費用について、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用の額以外の支払いを受けていないか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保護者への案内文書（重要事項説明書、費用明細等）で、費用の使途、徴収理由、金額が明確に示されているかを確認する。	-	-	・実費徴収に係る書類（保護者への説明書類、同意書）	・運営基準第43条第4項	-	・条例第43条第4項	-	-	-
47	利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	運営基準第43条第1項から第4項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し、交付しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・費用の支払いを受けた際の領収証を確認する。（集金袋等でも可）	-	-	・領収証の控え	・運営基準第43条第5項	-	・条例第43条第5項	-	-	-
48	利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	保護者に対し、運営基準第43条第3項及び第4項の金銭の支払いを求める場合には、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い文書による同意を得ているか。（ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。）	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・上乗せ徴収がある場合、保護者からの同意文書（書面）があるかを確認する。 （※実費徴収に係る同意は、文書によることを要しない）	-	-	・上乗せ徴収に係る同意書 ・実費徴収に係る同意書	・運営基準第43条第6項	-	・条例第43条第6項	-	-	-
49	特定地域型保育の取組方針	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもとの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもとの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・全体的な計画が策定されているかを確認する。	-	-	・全体的な計画	・運営基準第44条	・保育所保育指針	・条例第44条	-	-	●
50	特定地域型保育に関する評価等	特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・自己評価表にて、実施しているかを確認する。	-	-	・自己評価表	・運営基準第45条第1項	・子ども・子育て支援法第45条第4項	・条例第45条第1項	-	-	●
51	特定地域型保育に関する評価等	特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・評価にあたっては、利用者アンケートを実施しているかを確認する。 ・保護者や関係者からの評価に対する、公表方法や評価結果の活用方法を確認する。 ・第三者評価の受審状況（前回受審年度や今年度受診予定の有無）を確認する。	-	-	・外部評価表 ・公表記録	・運営基準第45条第2項	・子ども・子育て支援法第45条第4項	・条例第45条第2項	-	-	●

■監査調査：確認指導監査（E）特定地域型保育事業

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	当日確認書類	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	関連条例等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
52	運営規程	特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する特定地域型保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 五 第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 利用定員 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第三十九条第二項に規定する進考方法を含む。) 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・運営規程を整備しているか確認する。 ・運営規程の内容が適切か確認する。 ・運営規程のうち、緊急時の対応及び非常災害対策部分について、直近の対応記録の確認や職員聞き取りを行い、実際に運用されているか確認する。 ・重要事項に関する規定に、下記の内容が含まれているか確認する。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する特定地域型保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 五 第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 利用定員 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第三十九条第二項に規定する進考方法を含む。) 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	・運営規程 ・重要事項説明書 ・要覧・入園のしおり	-	-	・運営基準第46条	-	・条例第46条	-	-	●
53	勤務体制の確保等	特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	こどもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職務分掌について、分担表や勤務シフト表等を作成しているかを確認する。	-	-	・出席簿 ・出勤簿	・運営基準第47条第1項	-	・条例第47条第1項	-	-	●
54	勤務体制の確保等	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育が提供されているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職員名簿にて、職員の資格等を確認する。	-	-	・労働者名簿 ・資格証明書	・運営基準第47条第2項	-	・条例第47条第2項	-	-	●
55	勤務体制の確保等	特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	職員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・施設の課題や職員の勤続年数やニーズを踏まえて、資質の向上のための研修の機会を確保しているか、研修に参加しやすいよう努めているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して研修の機会を確保しているか確認する。 ・研修の未受講者がいる場合は、補講計画を確認する。	-	-	・研修計画表 ・研修参加記録 ・研修報告書	・運営基準第47条第3項	-	・条例第47条第3項	-	-	●
56	定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・年齢区分毎の利用定員と入所児童数を確認し、定員充足率を確認する。	-	・利用定員数 ・入所児童数 (監査実施年度の4月1日時点)	-	・運営基準第48条	-	・条例第48条	-	-	-
57	記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	職員に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 【職員に関する記録の例】 ・労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等 ・各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類 ・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等 ・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類 ・安全衛生管理体制がわかる書類 ・職員の健康診断の実施状況が分かる書類 ※特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。	-	-	-	・運営基準第49条第1項	・運営基準第62条	・条例第49条第1項 ・条例第53条第1項	-	-	●

■監査調査：確認指導監査（E）特定地域型保育事業

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	当日確認書類	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	関連条例等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
58	記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	設備に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 【設備に関する記録の例】 ・施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類 ・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類 ・防災計画、害虫駆除、変動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されていることがわかる書類 ※特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この府令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。	-	-	-	・運営基準第49条第1項	・運営基準第62条	・条例第49条第1項 ・条例第53条第1項	-	-	●
59	記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	会計に関する記録を整備しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 【会計に関する記録の例】 ・適正な会計処理のため必要な事項について経理規程を定めているかが分かる書類 ・各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等） ・施設利用者から預かる金銭等を含めた規預金等の出納管理簿 ※特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この府令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。	-	-	-	・運営基準第49条第1項	・運営基準第62条	・条例第49条第1項	-	-	●
60	記録の整備	特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 二 次条において準用する第十二条の規定による特定地域型保育の提供の記録 三 次条において準用する第十九条の規定による市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定地域型保育の提供に関する記録（特定地域型保育の提供に当たっての計画、特定地域型保育の提供の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録）を整備しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保育の提供に当たっての計画、保育の提供に係る必要な事項の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を確認する。	-	-	-	・運営基準第49条第2項（準用）第50条	-	・条例第49条第2項	-	-	●
61	記録の整備	特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 二 次条において準用する第十二条の規定による特定地域型保育の提供の記録 三 次条において準用する第十九条の規定による市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定地域型保育の提供に関する記録（特定地域型保育の提供に当たっての計画、特定地域型保育の提供の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録）を、その完結の日から5年間保存しているか。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保育の提供に当たっての計画、保育の提供に係る必要な事項の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を確認する。	-	-	-	・運営基準第49条第2項（準用）第50条	-	・条例第49条第2項	-	-	-
62	公定価格	子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額） 公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、「留意事項通知」とのありとされているか。	公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、「留意事項通知」とのありとされているか。 ※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不平等が疑われる場合はしっかりと確認すること。	適 / 否 / 対象外	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職員の出動簿、児童の出席簿、職員配置図を確認する。 ・使途内訳の記録を確認し、支払伝憑（給与明細、振込記録）と照合し、残額・繰越の取扱いを確認する。	※システム化に当たっては、保育業務施設管理プラットフォームで管理する給付情報を適宜参照できる形とする想定。	※システム化に当たっては、保育業務施設管理プラットフォームで管理する給付情報を適宜参照できる形とする想定。	-	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について	-	-	-	

■公定価格確認項目：確認指導監査（D）特定教育・保育施設・（E）特定地域型保育事業

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

番号	大分類	中分類	公定価格に関する監査評価項目・自己点検項目	公定価格確認項目の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）				根拠法令等	関連法令
					保育所 （２・３号）	認定こども園 （１号）	認定こども園 （２・３号）	小規模保育事業 A型・B型 （３号）		
1	基本部分	基本分単価	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
2	基本加算部分	処遇改善等加算	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
3	基本加算部分	保育士比率向上加算	保育士比率向上加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外				● ※小規模保育事業 B型のみ	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
4	基本加算部分	障害児保育加算	障害児保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外				●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
5	基本加算部分	副園長・教頭配置加算	副園長・教頭配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●			・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
6	基本加算部分	学級編制調整加配加算	学級編制調整加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●			・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
7	基本加算部分	3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
8	基本加算部分	4歳以上児配置改善加算	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
9	基本加算部分	1歳児配置改善加算	1歳児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●		●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について

■公定価格確認項目：確認指導監査（D）特定教育・保育施設・（E）特定地域型保育事業

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

番号	大分類	中分類	公定価格に関する監査評価項目・自己点検項目	公定価格確認項目 の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）				根拠法令等	関連法令
					保育所 （２・３号）	認定こども園 （１号）	認定こども園 （２・３号）	小規模保育事業 A型・B型 （３号）		
10	基本加算部分	満３歳児対応加配加算	満３歳児対応加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●			・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
11	基本加算部分	休日保育加算	休日保育加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定、実績の報告等は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●		●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
12	基本加算部分	夜間保育加算	夜間保育加算について、加算の要件、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●		●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
13	基本加算部分	減価償却費加算	減価償却費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●		●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
14	基本加算部分	賃借料加算	賃借料加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●		●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
15	基本加算部分	講師配置加算	講師配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●			・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
16	基本加算部分	チーム保育加配加算	チーム保育加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
17	基本加算部分	チーム保育推進加算	チーム保育推進加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定、実績の報告等は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●				・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
18	基本加算部分	通園送迎加算	通園送迎加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●			・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について

■公定価格確認項目：確認指導監査（D）特定教育・保育施設・（E）特定地域型保育事業

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

番号	大分類	中分類	公定価格に関する監査評価項目・自己点検項目	公定価格確認項目 の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）				根拠法令等	関連法令
					保育所 （2・3号）	認定こども園 （1号）	認定こども園 （2・3号）	小規模保育事業 A型・B型 （3号）		
19	基本加算部分	給食実施加算	給食実施加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●			・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
20	基本加算部分	外部監査費加算	外部監査費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
21	基本加算部分	副食費徴収免除加算	副食費徴収免除加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適	●	●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
22	加減調整部分	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合について、調整の適用を受ける施設の要件、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外			●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
23	加減調整部分	連携施設を設定していない場合	連携施設を設定していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける施設もしくは事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外				●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
24	加減調整部分	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外				●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
25	加減調整部分	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合について、調整の適用を受ける施設の要件、調整の適用を受ける施設の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
26	加減調整部分	管理者を配置していない場合	管理者を配置していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外				●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
27	加減調整部分	分園の場合	分園の場合について、調整の適用を受ける施設の要件、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●		●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について

■公定価格確認項目：確認指導監査（D）特定教育・保育施設・（E）特定地域型保育事業

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

番号	大分類	中分類	公定価格に関する監査評価項目・自己点検項目	公定価格確認項目の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）				根拠法令等	関連法令
					保育所 （２・３号）	認定こども園 （１号）	認定こども園 （２・３号）	小規模保育事業 A型・B型 （３号）		
28	加減調整部分	施設長を配置していない場合	施設長を配置していない場合について、調整の適用を受ける施設の要件、調整の適用を受ける施設の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●				・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
29	加減調整部分	土曜日に閉所する場合	土曜日に閉所する場合について、調整の適用を受ける施設もしくは事業所の要件、調整の適用を受ける施設の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●		●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
30	加減調整部分	年齢別配置基準を下回る場合	年齢別配置基準を下回る場合について、調整の適用を受ける施設の要件、調整の適用を受ける施設の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
31	加減調整部分	配置基準上求められる職員資格を有しない場合	配置基準上求められる職員資格を有しない場合について、調整の適用を受ける施設の要件、調整の適用を受ける施設の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
32	加減調整部分	安全計画の策定等をしていない場合	安全計画の策定等をしていない場合について、調整の適用を受ける施設もしくは事業所の要件、調整の適用を受ける施設もしくは事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
33	加減調整部分	経営情報の報告等を行っていない場合	経営情報の報告等を行っていない場合について、調整の適用を受ける施設もしくは事業所の要件、調整の適用を受ける施設もしくは事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
34	乗除調整部分	定員を恒常的に超過する場合	定員を恒常的に超過する場合について、調整の適用を受ける施設もしくは事業所の要件、調整の適用を受ける施設もしくは事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
35	特定加算部分	主任保育士専任加算	主任保育士専任加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●				・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
36	特定加算部分	療育支援加算	療育支援加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について

■公定価格確認項目：確認指導監査（D）特定教育・保育施設・（E）特定地域型保育事業

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

番号	大分類	中分類	公定価格に関する監査評価項目・自己点検項目	公定価格確認項目 の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）				根拠法令等	関連法令
					保育所 （２・３号）	認定こども園 （１号）	認定こども園 （２・３号）	小規模保育事業 Ａ型・Ｂ型 （３号）		
37	特定加算部分	事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●				・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
38	特定加算部分	事務職員配置加算	事務職員配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●			・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
39	特定加算部分	指導充実加配加算	指導充実加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●			・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
40	特定加算部分	事務負担対応加配加算	事務負担対応加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●			・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
41	特定加算部分	冷暖房費加算	冷暖房費加算について、加算の要件、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
42	特定加算部分	施設関係者評価加算	施設関係者評価加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
43	特定加算部分	除雪費加算	除雪費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
44	特定加算部分	降灰除去費加算	降灰除去費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
45	特定加算部分	高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定、実績の報告等は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●		●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について

■公定価格確認項目：確認指導監査（D）特定教育・保育施設・（E）特定地域型保育事業

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

番号	大分類	中分類	公定価格に関する監査評価項目・自己点検項目	公定価格確認項目の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）				根拠法令等	関連法令
					保育所 （２・３号）	認定こども園 （１号）	認定こども園 （２・３号）	小規模保育事業 A型・B型 （３号）		
46	特定加算部分	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定、実績の報告等は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
47	特定加算部分	小学校接続加算	小学校接続加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
48	特定加算部分	栄養管理加算	栄養管理加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●		●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
49	特定加算部分	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
50	特定加算部分	特別地域保育体制確保対応加算	特別地域保育体制確保対応加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定、実績の報告等は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●		・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について
51	特定加算部分	保育ICT推進加算	保育ICT推進加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外	●	●	●	●	・子ども・子育て支援法第27条第3項 ・留意事項通知	・施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について